

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年4月から同年12月まで

私は、国民年金制度が発足したことを契機に、昭和36年に国民年金に加入し、保険料をA区役所の徴収員に毎月100円納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は9か月と短期間である上、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が保管する国民年金手帳により、昭和40年2月と考えられ、事実、申立人は、国民年金の加入手続後の同年3月25日に同年1月から同年3月までの保険料を現年度納付しているにもかかわらず、同じ昭和39年度である申立期間②の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和40年2月時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、毎月集金に来ていた徴収員を通じて申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①当時のA区役所では、同区役所の職員による国民年金保険料の集金については3か月単位で行われていたことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が一緒に納付していたと主張するその妻に係る申立期間①の保険料も未納である上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から同年 12 月まで

私は、国民年金制度が発足したことを契機に、昭和 36 年に国民年金に加入し、保険料を A 区役所の徴収員に毎月 100 円納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は 9 か月と短期間である上、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が保管する国民年金手帳により、昭和 40 年 2 月と考えられ、事実、申立人は、国民年金の加入手続後に同年 1 月から同年 3 月までの保険料を現年度納付しているにもかかわらず、同じ昭和 39 年度である申立期間②の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和 40 年 2 月時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、毎月集金に来ていた徴収員を通じて申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①当時の A 区役所では、同区役所の職員による国民年金保険料の集金については 3 か月単位で行われていたことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が一緒に納付していたと主張するその夫に係る申立期間①の保険料も未納である上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 4 月 11 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 11 日から 39 年 9 月 8 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社にそれぞれ勤務していた昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 9 月 1 日までの期間並びに同年 9 月 1 日から 38 年 4 月 11 日までの期間及び同年 9 月 11 日から 39 年 9 月 8 日までの期間について、41 年 12 月 22 日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、各申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間の脱退手当金については、支給対象期間の最終事業所であるB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 年 3 か月後の昭和 41 年 12 月 22 日に支給されたこととなっていることから、事業主が代理請求を行ったとは考え難い。

また、社会保険事務所が管理するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の前後の厚生年金保険被保険者 100 人のうち、申立人を含む女性が 98 人存在し、このうち脱退手当金の受給権を有していた者が 13 人存在するが、実際に脱退手当金を請求した記録があるのは申立人を含めて二人のみであることから、同社においては、従業員の退職時に事業主が個別の委任に基づかずに代理請求を行う取扱いがあったものとは認められない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険

被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①以前に存在する厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、別の厚生年金保険手帳記号番号ではあるものの、1年を超え、支給対象期間の最終事業所より長期間である当該期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 14 日から 47 年 3 月 26 日まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から 52 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 43 年 3 月 14 日から 47 年 3 月 26 日までの期間、B社に勤務していた 47 年 9 月 1 日から同年 12 月 29 日までの期間及びC社に勤務していた 50 年 9 月 1 日から 52 年 1 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、各申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立期間③当時のC社において、昭和 47 年から 53 年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性は、申立人を含めて 21 人存在し、その全員が脱退手当金の受給権を有していたものの、実際に脱退手当金を請求した記録があるのは申立人のみであることが確認できることから、同社においては、従業員の退職時に事業主が個別の委任に基づかず代理請求を行う取扱いがあったものとは認められない。

また、各申立期間の脱退手当金に係る請求書が社会保険事務所に提出された時期については不明であるものの、脱退手当金の支給時期が申立期間③のC社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 52 年 7 月 1 日であることが確認できることから、支給時期については不自然さがうかがえないものの、同社における被保険者資格の喪失から約 2 か月後にD社

において被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人が各申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難く、脱退手当金の請求がD社への入社前に行われたものとは考え難い。

さらに、申立人がD社在職中に各申立期間に係る脱退手当金を請求することとは考え難い上、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、別の厚生年金保険手帳記号番号ではあるものの、同社に係る同期間についてのみ脱退手当金が支給されていないことは事務処理上不自然である。

加えて、社会保険事務所が管理する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給済みであることを示す表示は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 49 年 6 月

申立期間当時、私は、国民年金と厚生年金保険の保険料を両方納付すれば、両方の年金を受給できると思っていたので、両方の保険料を納付し続けていた。社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 45 年 5 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料が還付されたことになっているが、私は、還付を受けた記憶が無い。

このため、申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、国民年金被保険者資格の喪失年月日が昭和 45 年 5 月 26 日と記載されており、その記載時期については 49 年 11 月と判断できるゴム印が押されていることから、社会保険事務所では、この時期に申立人が厚生年金保険被保険者資格を有していたことを把握したものと考えられる。

また、還付年月日は不明であるものの、昭和 49 年 7 月からの国民年金保険料については納付実績が無いことから、保険料相当額の還付金が同年 7 月以降に還付されたものと推認できる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳に記載されている還付金額が納付した国民年金保険料と一致する上、申立人は、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票により、昭和 45 年 5 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したこと、かつ、同台帳により、同一日に国民年金被保険者資格を喪失したこと、がそれぞれ確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から49年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和40年1月から49年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。45年3月20日付けで退職した際に、厚生年金保険の脱退手当金を受給した。その後、A市（当時）に転入して5年ないし6年経ったころ、同市役所から通知が届き、20歳までさかのぼって国民年金の加入手続きを行い、申立期間について、夫婦二人分の保険料10万円ないし20万円を同市役所の窓口において納付したことを記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和51年9月4日から同年同月11日の間と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、20歳までさかのぼって納付したと主張しているが、昭和51年10月に、その時点で納付が可能であった申立期間直後の49年7月から51年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できるものの、申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、A市に転入後、保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和51年9月と考えられ、この時点は特例納付制度の実施期間ではなく、仮に、申立人がその後の第3回特例納付期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）に保険料を納付した場合の納付金額については、申立人が主張する10万円ないし20万円と大きく相違することから、申立内容に不合理な点が認められる。

加えて、申立人の夫に係る申立期間の保険料も未納となっている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年4月までの期間及び54年6月から56年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から51年4月まで
② 昭和54年6月から56年5月まで

昭和46年1月に自宅を新築し、A市からB市に転居してきたが、その際、B市役所において転入の手続と併せて国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年6月16日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって両申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和46年1月にB市役所において国民年金に加入し、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、両申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、厚生年金保険加入者との婚姻（昭和41年3月）による合算対象期間（カラ期間）であることから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、昭和46年にB市役所から国民年金手帳が送付された際に、「国民年金手帳送付について」という文書が添付されていたと主張しているが、同市役所に確認したところ、同文書については47年9月以降に送付されたものであることが確認できたことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から平成元年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和55年4月から平成元年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。昭和48年に自営業を始めたが、徐々に売上が低迷し、税金や国民健康保険料を滞納する状態になった。55年ごろに、国民年金保険料の納付の件で、A市役所の職員が自宅に来た際に保険料を免除することができる^かと聞き、それ以降申請免除の手続を行っていたはずである。

このため、平成2年度の保険料のみが申請免除とされ、申立期間の保険料が申請免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申請免除の手続を行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が保管する領収書によると、申立人は、平成2年度に申請免除を行った後、この期間の保険料について平成5年10月19日に追納していることが確認できることから、それ以前の申立期間の保険料について追納せず、2年度のみ保険料を追納することは不自然である。

また、申立人は、その夫が申立期間の保険料に係る申請免除の手続を行ったと主張しているが、申立人の夫は、必ずしも毎年度申請免除の手続を行った記憶は無いと主張しており、事実、申立期間当時の申請免除手続の状況が不明である。

さらに、保険料の申請免除手続については、基本的に毎年度行わなければならないところ、申立期間が9年の長期間であるにもかかわらず、行政側の^{かし}瑕疵により、申立人の申請免除に係る記録が消失したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から59年2月までの期間、60年6月から同年7月までの期間及び平成4年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から59年2月まで
② 昭和60年6月から同年7月まで
③ 平成4年7月から同年8月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立人の昭和56年3月から59年2月までの期間、60年6月から同年7月までの期間及び平成4年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①の保険料については母が納付していた。

また、申立期間②及び③の保険料については、A町役場（当時）及びB市役所において、それぞれ私が納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和62年2月2日から同年同月13日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付することができない。

また、仮に、申立人が申立期間①及び②当時に居住していたA町において国民年金の加入手続を行った場合、「C」の国民年金手帳記号が払い出されるところ、申立人の国民年金手帳記号については日立社会保険事務所において払い出される「D」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の

保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の夫が勤務先のE社から平成19年8月10日に国民年金第3号被保険者届に申立人が被扶養者である旨の証明を受けたことから、申立人は、20年2月9日にF社会保険事務所に同届を提出し、その際、19年9月11日に同社勤労部が発行した書類についても併せて提出していたため、申立期間③当時、同社健康保険組合においてその夫の被扶養者ではなく、国民年金第3号被保険者資格を有していなかったことが確認できる。

その上、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年10月までの期間及び42年6月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から41年10月まで
② 昭和42年6月から52年6月まで

国民年金に加入した時期は覚えていないが、役場の年金担当の人が出向いてきて「今なら、さかのぼって保険料を納付することができる」と言われ、金額が多かったので何回かに分けて保険料を納付したことを覚えている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A村」（現在は、B市）在住時に、その親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和54年10月17日から同年11月8日までの間と考えられる上、同村は、国民年金制度が創設される以前に、「C村」に合併（昭和29年3月29日）していることから、申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人は、第3回特例納付期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）内に、両申立期間の保険料額が多額であったため、何回かに分割して合計50万円程の保険料を納付したと主張しており、事実、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、37年9月から38年6月までの保険料を55年6月25日に、38年7月から39年4月までの保険料を55年6月30日に、それぞれ特例納付したことが確認できるものの、両申立期間の保険料を特例納付した形跡は見当たらない上、仮に、両申立期間（241か月）の保険料を第3回特例納付期間内に特例納付した場合、申立人が納付したと

主張する 50 万円程度と保険料額が大幅に相違することから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの保険料を 54 年 10 月に、53 年 4 月から同年 6 月までの保険料を 55 年 6 月 25 日に、53 年 7 月から 54 年 3 月までの保険料を 55 年 7 月 31 日に、それぞれ過年度納付したことが申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により確認できることから、これらの時点では、両申立期間の保険料については時効により過年度納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月及び同年3月

私は、高校卒業後に就職した会社を退職後、平成元年3月ごろに、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、同市役所の窓口において納付書により納付した。納付額については、2か月分をまとめて1万円以内であったと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月ごろに、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、6年5月ごろと考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、A市役所の窓口においてまとめて1万円を超えない程度の金額を納付したと主張しているが、申立期間当時の国民年金保険料月額については8,000円であったことから、申立人の主張する金額と一致しない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から43年7月までの期間及び同年8月から48年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から43年7月まで
② 昭和43年8月から48年7月まで

私は、昭和40年8月にA町(当時)で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料については、町内会役員が3か月ごとに自宅に集金に来ていたので、その時に納付していた。また、申立期間②の保険料については、B市役所の窓口において納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月21日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、仮に、申立人の主張どおり、申立人が申立期間①当時に居住していたA町において国民年金の加入手続を行った場合、「C」の国民年金手帳記号が払い出されることとなるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号についてはD市において払い出される「E」であることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、昭和40年8月に国民年金の加入手続を行った際に交付された国民年金手帳(既に紛失)の色についてはオレンジ色であったと主張しているが、オレンジ色の3制度共通の年金手帳については昭和49年から交付されていることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年12月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和53年4月から54年3月までの期間及び同年12月の国民年金保険料が未納とされていた。

A市役所B支所において、厚生年金保険被保険者資格を喪失して国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員から、加入手続日前の期間に保険料の未納期間があるので、保険料を納付した方が良いと言われ、現金で保険料4万円ないし5万円を納付したことを記憶している。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年に国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、両申立期間においては国民年金被保険者資格を有していない上、申立人が国民年金の加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、56年4月11日から同年同月17日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和54年12月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、国民年金に加入したと考えられる56年4月に、A市役所B支所の職員との応接において、54年12月までC社に勤務していた旨を回答したため、同職員に同年同月まで厚生年金保険被保険者資格を有していたものと誤解され、国民年金被保険者資格の取得年月日が55年1月1日

付けとされたものと推認できることから、年金制度上、申立期間②の1か月（昭和54年12月）について国民年金被保険者資格を有していないことについて不自然さはみられず、かつ、申立期間②の保険料を納付したとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年5月10日から同年8月21日までの期間及び20年9月15日から同年11月15日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和17年8月21日から20年9月15日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年5月10日から同年8月21日まで
② 昭和17年8月21日から20年9月15日まで
③ 昭和20年9月15日から同年11月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和17年5月10日から20年11月15日までの期間については、17年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月15日に同資格を喪失している上、この被保険者期間については、脱退手当金を受給している旨の回答であった。

私は、昭和17年4月ごろからA社B工場に勤務し、同年5月10日が給与の支給日であったことから、少なくともこの時からは厚生年金保険に加入し、保険料が給与から控除されていたはずである。

また、昭和20年5月から同年11月までの期間に大日本帝国海軍に入隊していたことから、除隊した同年11月15日までは同社において厚生年金保険に加入していたはずであり、それ以前に厚生年金被保険者資格を喪失するはずはない。

さらに、脱退手当金を受給した記憶も無い。

このため、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、A社B工場に勤務していた申立期間①及び③に厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間①及び③に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人に係る社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金被保険者名簿では、申立人が昭和17年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月15日に同資格を喪失したことが確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚10人のうち、申立人がその連絡先を記憶している二人については、申立人によると既に他界している上、8人については名字のみの記憶であり、申立人もその連絡先を記憶しておらず、当時の状況について照会することができない。

加えて、申立人と近接した時期にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人が同資格を喪失した昭和20年9月15日以降に同資格を喪失した男性で、存命中であり、連絡先が確認できる11人に照会したところ、8人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 2 申立期間①について、回答が得られた同僚8人のうち、申立人と同じ昭和17年8月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者で、同資格を取得する以前から勤務していたとする者が3人存在し、申立期間①当時、A社B工場においては、同年6月の厚生年金保険料の納入開始と厚生年金保険への加入が同時に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、昭和17年5月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、厚生年金保険の前身に当たる労働者年金保険料の納入が開始された時期は同年6月からであることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

- 3 申立期間③について、A社に照会したところ、同社が保管する厚生年金保険の届出に関する資料から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和20年9月15日であることが確認できる旨の回答が得られた。

また、A社からは、申立期間③当時の厚生年金保険の取扱いについて、「当時の資料が現存しないため断定的なことは言えないが、昭和20年8月に『工場復興方針確立し別命ある迄当分の間出勤に及ばず』の指示が出され、工場が休業状態となり、その後、連絡の取れない者を同年9月

15 日付けで資格喪失させていた」旨の回答が得られ、事実、申立人と近接した時期にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した者で、社会保険庁のオンライン記録により確認できる者 100 人のうち、申立人と同一日に同資格を喪失した者が申立人のほかに 9 人存在することが確認できる。

4 このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 申立期間②について、社会保険業務センターが管理する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給年月日、支給金額など、支給されたことを意味する表示が記載されているとともに、申立期間②の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

6 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 4 日まで
② 昭和 35 年 1 月 2 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 4 日までの期間及び 35 年 1 月 2 日から同年 4 月 1 日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 30 年 4 月から 35 年 3 月末までの 5 年間についてA社において正社員として勤務していた。失業手当について、1 週間に一度職業安定所に出向き、1 年近く受給した記憶があるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた両申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、両申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない旨の回答があった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人から回答が得られ、そのうちの一人からは、申立人が両申立期間にA社に勤務していたと思われるが、昭和 35 年 3 月末まで勤務していたかについては定かではないとする旨、他の一人からは、申立人が申立期間②当時に同社に勤務していたと思われ、申立人の雇用形態については不明であり、正社員の給与体系については日給であったとする旨の証言が得られ、少なくとも両申立期間において同社に勤務していたことが推認できるものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和17年1月1日から申立期間①までの間において申立人の氏名は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人は、34年1月4日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年1月2日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和34年1月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚9人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人からは、臨時工については入社時に厚生年金保険に加入させる取扱いになっていなかったものの、34年1月4日から臨時工についても厚生年金保険に加入する旨を上司から説明を受けた記憶がある旨の証言が得られ、事実、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても同一日に92人の厚生年金保険被保険者資格の取得が確認できることから、同証言には信憑性があると認められる。

さらに、申立期間当時の同僚からは、中学校卒業直後にA社に就職した者が申立人以外に存在したと思われるとする旨の証言が得られたものの、社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和23年1月22日から34年1月3日までの間に、15歳で厚生年金保険被保険者資格を取得した者は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、毎年、標準報酬月額算定基礎届が同事業所から社会保険事務所に対し提出されていたことが確認できることから、申立人に係る同届のみが数年間にわたり漏れていたとは考え難い。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和17年1月から35年6月までの間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、同資格の喪失日が1月1日である者は見当たらず、1月2日である者は申立人以外にも確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は昭和43年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に他界しており、社会保険事務担当者も確認できず、かつ、同社は39年7月1日に政府管掌の健康保険に移行しており、移行前の健康保険組合については確認できないことから、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 55 年 1 月 6 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで期間及びB社に勤務していた同年 4 月 1 日から 55 年 1 月 6 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社及びB社に勤務していた両申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 A社に係る申立期間①について、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

また、A社に照会したところ、申立期間①当時における申立人の勤務の事実については確認できない旨、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付については不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間①当時のA社における複数の取締役及び同僚に照会したものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する

具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間①当時のA社の会計担当者からは、申立人は正社員の採用であったものの、見習期間については厚生年金保険に未加入であり、社会保険庁の加入記録の期間のみ厚生年金保険料を控除していたとする旨の証言が得られた。

また、社会保険事務所が管理する申立人の夫に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和47年7月1日から50年4月25日までの期間について、その夫の被扶養者となっていたことが確認できるとともに、社会保険事務所が管理する申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、44年1月から申立期間①及び②の期間を含む54年12月までの期間のうち、申立てに係る事業所以外の事業所において厚生年金保険の被保険者であった期間を除き、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

- 3 B社に係る申立期間②の期間のうち、夫の被扶養者であった昭和49年4月1日から50年4月25日までの期間以外の期間について調査したところ、52年5月19日から55年9月30日までの期間に係る同社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、52年5月19日以降の期間については申立人が同社に勤務していたものと推認できる。

また、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和55年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の資料等を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が管理するB社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和55年1月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同原票では、他者の記録において申立期間②内の49年から53年までの毎年10月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できることから、複数回にわたり申立人の記録のみ欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、B社への入社日について、同僚のC氏が退職する1か月ないし2か月前であったと主張しているが、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票により、同氏が昭和52年8月4日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立期間②当時のB社の事業主からは、資料は存在しないものの、申立人が申立期間②に同社に勤務し、厚生年金保険料を納付したと思うとする旨の証言が得られるとともに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、一人からは、申立人が、申立期間②に同社に勤務し、確認等を行ったことは

ないものの、社会保険に加入していたとする旨の証言が得られ、他の二人からは、正社員は社会保険に全員加入することとされ、同社側から一方的に社会保険に加入させられたとする旨の証言が得られた。

しかし、申立人が自身のB社における就労事実を証明するため作成した申立期間②当時の事業主及び同僚が署名・押印した私文書である就労証明書に署名した5人を含む同僚6人に照会したところ、そのうちの一人は申立人についての記憶が無く、他の5人からは、申立人が申立期間②当時に同社に勤務していた旨の証言が得られたものの、そのうち3人は申立期間②当初の昭和49年4月に同社に勤務しておらず、そのうちの一人は申立期間②を通じて同社に在籍していなかったことが、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者原票により推認でき、二人からは、自分は社会保険に加入しなくても良いと言われ、同社が社会保険に1年近く加入させてくれず、途中から自分の意思で社会保険に加入した旨の証言が得られた。

さらに、就労証明書に署名した同僚5人のうち4人からは、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が管理する申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和50年8月6日からその夫の被扶養者となったことが確認できるとともに、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、その夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年7月16日に、国民年金被保険者資格について強制から任意への種別変更を行ったことが確認できる。

4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月から 32 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 30 年 6 月から 32 年 3 月までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社の社長の紹介により、同社を退社後にB社に入社しており、B社における厚生年金保険の記録が存在するにもかかわらず、A社の同記録が無いことについて納得がいかない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録では、A社は、新たに昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、31 年 12 月 31 日以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社が新たに厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 1 月 1 日以降の申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用

に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、A社を昭和32年3月末に退社したと主張しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所になって最初の厚生年金保険被保険者資格取得届は、同年4月24日に社会保険事務所に提出され、副本である「健康保険、厚生年金保険被保険者資格確認並に標準報酬月額決定通知書」については、同年同月30日に記入され、同社に返送されたことが確認できることから、仮に、申立人が同社の退職後にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を取得した場合、申立人は、32年4月30日以降に厚生年金保険料の自己負担分を同社に納付しなければならなかったにもかかわらず、そのことを記憶していない。

さらに、A社が管理する厚生年金保険被保険者資格取得届の副本である「健康保険、厚生年金保険被保険者資格確認並に標準報酬月額決定通知書」には、申立人の名前が存在するものの、取り消すために二重線が引かれていることが確認できる上、健康保険整理番号が付番されておらず、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号も払い出されておらず、報酬月額及び標準報酬月額についても決定されていないことから、同社は、厚生年金保険被保険者資格の取得届を社会保険事務所に提出する際、申立人を厚生年金保険に加入させなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月10日から32年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和29年4月10日から32年12月1日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示は確認できないものの、社会保険庁のオンライン記録上で脱退手当金の支給記録がある同僚10人全員についても「脱」の表示が無く、「脱」の表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないとは認められない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後に申立人の氏名変更が行われ、その2か月後に脱退手当金の支給決定が行われていること、申立期間と同一の厚生年金保険手帳記号番号において、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間が無いことなどから、一連の事務処理に不自然さはみられない。

さらに、当時は通算年金制度創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、同社における勤続月数が44か月であった申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求した事実の不自然さはみられない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月から同年8月まで

私は、A社が設立されたため、昭和33年6月に入社し、最初の1か月間ないし2か月間については、同社の社員として、同僚二人等と共に、技術を学ぶため、B自治体C市のD社（当時）へ研修に行ったと記憶している。

雇用契約及び辞令を受けたのはA社であるが、同社において厚生年金保険に加入した記録が無いのであれば、同社の社長が経営していたE社（正式名称は、F社）において厚生年金保険に加入していたのかもしれない。

昭和33年6月からA社の社員となっていたのは間違いなく、いずれかの会社において厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に他界している上、A社が平成11年8月に合併したG社からは、合併前の雇用関係、社会保険関係等の資料が残存しておらず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明である旨の回答が得られたため、申立期間当時の申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和33年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取

得し、35年9月1日に同資格を喪失したことが確認できる上、申立期間当時の同社における複数の同僚からは、同社における社会保険の取扱いについては入社3か月後から加入させていたとする旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時の事業主の二代後のA社の事業主（昭和36年11月入社）からは、同社では、一般的に3か月の試用期間があり、正式採用した時点から社会保険に加入させていた旨の証言が得られた。

なお、社会保険事務所が管理するF社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 8 日から 42 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していた昭和 40 年 12 月 8 日から 42 年 4 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。A社には 42 年 4 月ごろまで勤務していたと記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 39 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 12 月 8 日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同名簿では、他者の記録において申立期間内の 41 年 10 月に標準報酬月額の時決定が行われことが確認できることから、申立人のみ標準報酬月額の時決定が行われなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間当時のA社における複数の同僚に照会したものの、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、A社は、社会保険事務所の記録では、昭和 56 年 8 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿上においても 59 年 12 月 2 日に同社が解散している上、当時の事業主（社会保険関係事務担当者を兼務）は既に他界しており、役員の連絡先も不明であることから、

申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 2 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。A社には昭和 62 年 9 月 1 日に入社し、入社当初から正社員だったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険被保険者資格の取得年月日は昭和63年 2 月 1 日であった。

さらに、申立期間当時のA社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、A社の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を記録した台帳を保管し、申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行った社会保険労務士事務所の担当者からは、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 2 月 1 日とする手続を行った記録がある旨の証言が得られた。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、平成 2 年 9 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主から回答が得られなかったことから、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保

険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から 47 年 12 月まで
② 昭和 48 年 6 月から平成 4 年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 9 月から 47 年 12 月までの期間及びB社に勤務していた 48 年 6 月から平成 4 年 7 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。両申立期間にA社及びB社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたはずなので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①に勤務していたと主張するA社に係る登記簿には、平成 9 年 12 月 1 日設立の会社以外には該当が無く、ほかにC市内にD社という名称の会社が登記されていたものの、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があり、かつ、申立人は、同社の倒産後、失業保険を受給したと主張しているものの、給付の有無については確認することができない。

さらに、申立人がA社の事業主であったと主張するE氏について社会保険庁の記録により氏名索引したものの、該当者は見当たらず、申立人からは同氏が国会議員のF氏の親戚であったとする情報を得たことから、同氏の後援会事務所に照会したものの、元国会議員のG氏からは、E氏のような親戚は知らないとする旨の証言が得られた。

加えて、申立人から提出された給与明細書には、給与担当者の判が押印

されており、その氏名については申立人が主張する申立期間①当時のA社における社会保険事務担当者の氏名と一致するものの、社会保険庁の記録により氏名索引しても該当者を特定することはできなかった。

2 申立期間②のH社に係る社会保険庁のオンライン記録には、申立人の名前は無い。

また、社会保険事務所の記録では、H社は、新たに昭和55年3月24日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年同月23日以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、申立期間②に係るB社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

加えて、申立人から提出された昭和49年7月分、56年11月分及び平成4年6月分の給与明細書からは、社会保険料の控除が確認できるものの、昭和49年7月分の給与明細書からは、同社が厚生年金保険の適用事業所となった55年3月以前にもかかわらず、社会保険料が控除されていることが確認できることから、これらの給与明細書に信憑性^{びよう}があるとは認め難い。

また、申立期間②当時のH社の事業主からは、申立人を雇用した記憶は無く、申立人から提出されたB社の給与明細書についても、社名に係る「株式会社」の位置が相違しており、同社が発行したものではない旨の証言が得られている上、申立人は、自身と同様に嘱託社員として同社に勤務していた同僚3人の名前を挙げているものの、嘱託社員として雇用されていた者は一人のみであり、申立人及び申立人が主張する同僚ではない旨の証言も得られており、事実、事業主から提出された平成3年時点の社員住所録にも申立人の名前は確認できない。

さらに、申立期間②当時にH社に勤務していた同僚6人のうち、回答が得られた4人のうちの一人からは申立人が同社で正社員として勤務していた旨の証言が得られたものの、他の3人は申立人のことを記憶しておらず、また、このうち一人は当時の社会保険事務担当者であったことが判明し、同人からは会社の都合により厚生年金保険の加入手続きを行わなかったことはない旨の証言が得られた。

加えて、申立期間②当時のH社の事業主からは、当時の同社の状況について、i) 給与明細書については、平成4年当時、他社（I社）に作成を委託しており、同年当時は口座振替であった旨、ii) 昭和49年当時は、社名がJ社であった旨、iii) 当時、建売住宅の施工の請負契約を約50社と締結しており、申立人が主張する住宅内外装塗装及び室内クロス貼り等の施工については、他社が行っていた旨、iv) 申立人のことを記憶してい

ると証言する当時の同僚は、現場監督及び検査業務を行っていたことから、申立人と顔見知りであったものと考えられる旨、v) 申立人が名前を挙げている当時の同僚及び社会保険担当者は、H社の社員ではなかった旨の証言が得られた。

また、給与明細書作成の委託先であるI社から入手した平成4年当時の給与明細書の様式については、申立人から提出された給与明細書とは別の様式であった。

以上の調査結果により、申立人が申立期間②当時に勤務していた事業所は、H社が請負契約を結んでいた約50社のうちの1社であったものと考えられるものの、同社には請負契約会社のリストは残存しておらず、申立人は、B社に勤務していたと主張するのみであり、他の名称の事業所に勤務していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 このほか、両申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。